

HASHIDATE LAW OFFICE NEWS LETTER

Vol. **07**

TOPIC

企業人として知るべき

平成28年「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」の概要

第1 はじめに

平成28年刑事訴訟法等の一部を改正する法律（以下、「改正法」という。）は、同年5月24日に成立しました。この改正法によって新たに導入されることになった制度は、多岐にわたりますが、主なものを挙げると、①取調べの録音・録画制度の導入、②合意制度等（司法取引及び刑事免責制度）の導入、③通信傍受の合理化・効率化、④証拠開示制度の拡充などです。改正法の施行日は、4段階に分けられ、上記④は同28年12月までに、②は同30年6月までに、①と③は同31年6月までに、実施されます。

ここでは、上記制度のうち「合意制度等（司法取引及び刑事免責制度）の導入」を主に解説することとしますが、通信傍受の合理化・効率化についても関心が高いことから、これについても若干触れることとします。

第2 通信傍受の合理化・効率化について

これまで通信傍受法（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律）に基づき通信傍受を行うことができる犯罪は、銃器犯罪、薬物犯罪、集団密航、組織的殺人の4類型に限られていましたが、多様化、功妙化する組織的な犯罪に対処するため、その対象犯罪を拡大し、組織犯罪が疑われる、殺傷犯、略取・誘拐、逮捕・監禁、詐欺・恐喝及び児童ポルノ事件などを追加しました。また、より合理的・効率的な通信傍受を実現するために、暗号技術を活用し、記録の改変等ができない機械を用いることにより、通信事業者の立会いを不要とした傍受を実施できるなど、捜査機関側にとって迅速な対応が可能になりました。

第3 合意制度等（司法取引及び 刑事免責制度）の導入について

1 刑事免責制度について

これは、裁判所の決定によって、証人尋問で得られた供述及びこれに由来する証拠は、原則としてその証人の刑事事件において、これらを不利に用いることができない（免責を与える）こととする代わりに、証人が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある証言を拒むことができないとするものです（改正法 157 の 2）。

これを、イメージし易いように例示すると、会社の役員AがBを介して公務員Cに贈賄した事件のAの贈賄事件又はCの収賄事件の公判で、Bが仲介者として証人尋問を受ける際、Aとの共謀又はCへの賄賂の授受状況を証言するにおいては、Bは、Aとの贈賄の共犯として刑事訴追されるおそれがあるとして、これまでは証言を拒絶することが可能であった（刑訴146条、自己負罪拒否特権）が、今回の刑事免責制度の導入により、Bは、上記証言の内容を自己に対する刑事訴追（贈賄の共犯）の証拠にはできないという自己への免責を与えられる条件の下で、Bにとって不利益な上記証言を義務付けられるということになりました。

この刑事免責制度は、次に述べる司法取引と同様、供述証拠の獲得を容易にするための方策ではありますが、あくまで証人尋問が対象になっており、証人尋問で得られた供述及びこれに由来する証拠は、原則としてその証人に不利に用いることができないとするのみで、その証人が責任を追及される別の事件について有利な取扱いを約束するというような制度ではありません。

2 司法取引の合意について

司法取引を認める今回の改正法は、日本の刑事司法に取引はないというこれまでの建前を明確に変え、刑事手続きにおいて取引による事件処理を公然と認める制度となります。この司法取引の合意制度は、改正法文上は「証拠収集等への協力及び訴追に関する合意」と呼ばれ、いわゆる「捜査・訴追協力型の司法取引」となっていて、検察官が、弁護人の同意を条件に、被疑者・被告人との間で、被疑者・被告人が他人の特定犯罪に係る犯罪事実を明らかにするための供述等を行うことと引き換えに、検察官が不起訴や軽い罪での起訴あるいは特定の求刑等をする旨の合意をすることができる（改正法 350 の 2）とする制度で、米国における司法取引のように被疑者・被告人が自らの罪を認める代わりに、検察官から起訴の免除、より軽い犯罪事実での起訴、より軽い求刑といった利益を与えられる「自己負罪型司法取引」をも含むものとは異なります。そのため、今回の改正法における司法取引は、「日本型司法取引」とも言われており、これからはこの日本型司法取引を単に「司法取引」と言って述べていきますが、この司法取引の協議には、弁護人の関与が必要となっています。

司法取引の特徴をいくつか紹介すると、次のようになります。

(1) 司法取引は、特定犯罪に限定されること

司法取引が適用される犯罪は、特定犯罪と呼ばれる一定の犯罪に限定されています。この特定犯罪のうち企業人が係わる可能性のある犯罪を列挙すると、文書偽造、贈収賄、詐欺、横領、犯罪収益等隠匿、税法違反、独占禁止法違反、金融商品取引法違反、

特定犯罪の証拠隠滅等などの犯罪ということになります。企業活動等に伴う人身被害の発生が問題となる業務上過失致死傷罪は、特定犯罪に含まれていません。

なお、上記の「特定犯罪に限定される」という要件は、検察官と合意できる当事者及び捜査・訴追の協力対象となる他人の刑事事件の、両方に必要な要件になります。すなわち、①検察官と合意する被疑者・被告人は、特定犯罪に係る事件の被疑者・被告人に限られる、②検察官が合意により得られる供述・証拠により立証しようとする事件は、特定犯罪に係る他人の刑事事件に限られる、ということになります。

(2) 司法取引は、「他人の刑事事件」に関する捜査・訴追協力が必要であること

司法取引では、被疑者・被告人が、共犯者等や自己が関与していなくても知識として知っている「他人の刑事事件」に関する検察官の捜査・訴追に協力する場合（具体的には、①検察官等の取り調べに対して真実の供述をすること、②証人として尋問を受ける場合において真実の供述をすること、③検察官等による証拠収集に関し、証拠の提出等の協力をすること、の1又は2以上の行為をすることが必要である。）に限り、検察官と取引を行うことができる制度であり、被疑者・被告人が「自らの犯罪」を認め、積極的にその犯罪の証拠を検察官に提供しても、それは「他人の刑事事件」に対する協力ではないため、司法取引における取引の材料とはなりません（被疑者・被告人が自らの犯した罪を認めるのは当然であるとして、「自己負罪型司法取引」の導入は、見送られました。）。

第3、1記載の例でいえば、Bにとって

AとC、AにとってBとC、CにとってAとBは、それぞれ他人であることから、A、B、Cのうち誰かが他の2者か1者の贈収賄の捜査・訴追に関して上記①ないし③記載の行為のうち、1又は2以上の行為を行って、検察官と取引し合意（合意の当否は、提供される証拠の重要性、関係する犯罪の軽重、情状、関連性を考慮し、検察官が捜査・訴追の見返りとして次の(3)記載の約束を行うに足るものであるか否かにかかっている。）することとなります。

(3) 検察官の捜査・訴追協力に対する約束について

被疑者・被告人の捜査・訴追協力に対し検察官が約束できる行為は、その被疑者・被告人自身の被疑事件・被告事件について、①不起訴処分、②公訴取消し、③特定の訴因・罰条により起訴し、又はこれを維持すること、④特定の訴因・罰条の追加・撤回・変更を裁判所に請求すること、⑤特定の刑を科すべき旨の求刑意見の陳述、⑥簡易な手続きである即決裁判手続や略式命令請求で訴追をすること、とされています。

第4 おわりに

司法取引及び刑事免責制度の導入により、企業が係わる犯罪の捜査手法が大きく変わることになると思われます。企業内における関係者間のその場に居合わせた情報を持つ者の協力が契機となって、共謀の具体的会話内容や意思決定の経緯などの真相が捜査機関側に明らかになる場面が多く出現することになり、他の被疑者や他の事件が芽づる式に摘発される事態が増

えると考えられます。また、司法取引による組織内下位者の供述などから、組織内上位者に対する責任追及が容易となって、企業犯罪の全容解明の捜査がこれまでよりも迅速に行われるということにもなります。

そのため、企業は、犯罪が発覚したときはこれにいかにか早期に対応するかが重要になり、その体制を平時から構築しておく必要があるとともに、より一層の法令遵守の徹底を図り、役職員が法令違反をしないよう努める必要があります。また、内部通報制度が十分に機能していない企業においては、組織内での自浄作用が期待できないとして、司法取引により捜査機関に犯罪情報や証拠を提供し、それを端緒に捜査が開始されて、上記のように芋づる式に摘発されるという事態も予想される場所であり、平素より内部通報制度を見直して充実を図る必要があります。なお、企業が役職員に司法取引を行わないように指示や命令をすることはできません。

また、両罰規定により企業自体が刑事処罰を受ける可能性のある犯罪については、企業も司法取引の主体となり得ることから、検察官との合意で企業として起訴されることなどを回避するといった活用も考えられる場所です。

<参考文献>

- ①川出敏裕 (2015)『通信傍受法の改正について』
東京大学法科大学院ローレビュー
- ②川出敏裕 (2015)「協議・合意制度および刑事免責制度」、『論研ジュリスト(2015年冬号)No. 12』
紀伊国屋書店
- ③三浦守ほか (2001)『組織的犯罪対策関連三法の解説』法曹会
- ④平尾覚 (2016)『日本版司法取引と企業対応』
清文社
- ⑤後藤昭 (2016)『2015年刑訴改正法案における協議・合意制度 第8号』総合法律支援論叢

執筆担当者

弁護士 熊澤 孝 Takashi Kumazawa
顧問 Counsel
E-mail: takashi-kumazawa@p03.itscom.net

本ニュースレターは、一般的な情報を提供する目的で作成されたものであり、特定の事実関係を前提とする具体的な法的アドバイスを提供するものではありません。本ニュースレターで紹介する法令又は判例の個別事案に対する適用可能性につきましては、具体的な事実関係に依拠することになりますので、弁護士等の専門家にご相談ください。また、本ニュースレターの記載のうち、意見もしくは見解にわたる部分は執筆担当者の個人的な見解であり、当事務所もしくは当事務所のクライアントの見解又はそれらの見解を代表するものではありません。

本ニュースレターの内容につきましてお問い合わせ等ございましたら、執筆担当者までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願い致します。また、本ニュースレターの配信の停止をご希望の場合には、newsletter@hashidatelaw.com(ニュースレター専用)までご連絡下さいますよう、重ねてお願い申し上げます。

Contact Information

外立総合法律事務所には、検事・公証人出身の弁護士や行政庁での勤務経験を有する弁護士を含め、不祥事対応に関する豊富な専門的知識と経験・実績を有する弁護士が所属しており、不祥事に直面したクライアントに的確かつ戦略的なリーガル・サービスを提供しております。また、近年、企業のコンプライアンス体制整備及び危機・不祥事対応の重要性が高まっていることを受け、企業にかかわる多岐の関連法令についての日常的なご相談から企業による不祥事への対応等や社内のコンプライアンス体制の構築支援等にも積極的に対応しております。

外立総合法律事務所
HASHIDATE LAW OFFICE
〒100-0011 東京都千代田区内幸町 1-1-1 帝国ホテルタワー7階
TEL: 03-3504-3800 (代表) FAX: 03-3504-1009 (代表)
URL: <http://www.hashidatelaw.com/>
Email: kenjishashidate@hashidatelaw.com

ADDLESHAW GODDARD LLP
Milton Gate, 60 Chiswell Street, London,
EC1Y 4AG, United Kingdom, DX 47 London
TEL: +44 (0)20 7606 8855 FAX: +44 (0)20 7606 4390
URL: <http://www.addleshawgoddard.com/index.asp>